

HR design NEWS

2025 年 9 月号：重要ポイントまとめ（法改正・実務対応）

いつもお世話になっております。

社会保険労務士法人 HR design の佐怒賀です。

9 月は年度後半に向けた準備が本格化する時期です。今月も、企業の実務に影響のある人事労務関連の重要トピックを厳選してお届けいたします。

今月の重要トピック

1. 【健康保険】被扶養者認定の年間収入要件が変更されます（10 月施行）

令和 7 年 10 月 1 日以降、19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者を除く）を扶養に入れる際の年間収入要件が「130 万円未満」から「150 万円未満」に引き上げられます。

- ・ 対象：扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降のケース
- ・ 年齢判定：その年の 12 月 31 日時点の年齢で判断
- ・ 実務対応：該当者の収入見込みを再確認し、必要に応じて届出の準備をお願いします。

👉 詳細はこちら（日本年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

2. 【最低賃金】令和7年度地域別最低賃金の改定目安が公表されました

今年度の最低賃金改定は、過去最高額の引き上げ幅となる見込みです。地域ごとの改定額と発効予定日をご確認ください。

- ・実務対応：時給制従業員の賃金見直し、就業規則の確認をお勧めします。

👉 詳細はこちら（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html

3. 【育児・介護休業法】改正ポイントと企業対応

令和7年4月施行の改正により、育児休業取得を促進するための制度整備が義務化されました。

- ・対応ポイント：制度の社内整備、対象者への周知、相談体制の構築など
- ・ご希望があれば、制度設計や社内説明資料の作成もサポートいたします。

4. 【実務ヒント】年末調整に向けた準備のすすめ

年末調整に向けて、以下の準備を今月から進めておくスムーズです。

- ・扶養控除申告書の配布・回収スケジュールの確認
- ・電子化対応の有無と運用方法の整理
- ・社員への案内文の準備

お知らせ・ご案内

- ・【相談受付中】法改正対応や制度見直しに関するご相談はお気軽にどうぞ
- ・【ブログ更新】最新の法改正情報や実務対応をブログでも発信中

<https://hrdesign.or.jp/news/>

不明点やご相談がございましたら、いつでもご連絡ください。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

社会保険労務士法人 HR design

代表社員 社会保険労務士 佐怒賀 奨吾

TEL 050-1720-6363

MAIL. Inq-hrd@hrdesign.or.jp

URL. <https://hrdesign.or.jp>